

# 審 査 基 準

平成25年7月25日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第45条第1項
処 分 の 概 要： 駐車許可
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 3日
申 請 先： 警察署交通課
問 合 せ 先： 警察本部交通規制課（電話022-221-7171）又は警察署交通課
備 考：

## 別紙

警察署長は、駐車許可申請の内容が、次の1から4までのいずれにも該当するときは許可をするものとする。

### 1 駐車する日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (1) 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。2(2)において同じ）により交通の危険を生じ、又は交通の著しく阻害する時間帯でないこと
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

### 2 駐車する場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

### 3 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (3) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

### 4 駐車可能な場所の有無

次の掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- (1) 人が可搬することができない重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内